

イ 学生の寄宿舎、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等
ロ 当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等
ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）の用に供するために行う土地の取得等
四 前三号に掲げるもののほか、国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であつて、当該土地、施設、設備又は知的基盤を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第三十三条の五第二項に規定する業務上の余裕金をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの
五 前各号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の貸借に係る費用を負担する方法により当該土地の全てを取得する行為をいふ。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの
(借換えの対象となる長期借入金又は債券等)

第九条 法第三十三条第二項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により土地の取得等に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」といふ。）とし、同条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とす
(長期借入金又は債券の償還期間)

第十一条 法第三十二条第一項の規定による長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の

借り入れ又は当該債券の発行により調達する資金の使途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならない。
第十二条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
一 借入れを必要とする理由
二 長期借入金の額
三 借入先
四 長期借入金の利率
五 長期借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払の方法及び期限
七 その他文部科学大臣が必要と認める事項
2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付しなければならない。
(国立大学法人等債券の形式)

第十三条 法第三十三条第一項又は第二項の規定により発行する債券（以下「国立大学法人等債券」という。）は、無記名利札付きとする。
(国立大学法人等債券の発行の方法)

第十四条 国立大学法人等債券の募集に応じようとする者は、国立大学法人等債券の申込証（以下「国立大学法人等債券申込証」という。）に、その引き受けようとする国立大学法人等債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

第十五条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が国立大学法人等債券を引き受ける場合又は国立大学法人等債券の引受け

第十六条 前項の場合において、振替国立大学法人等債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替国立大学法人等債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替国立大学法人等債券の募集をした国立大学法人等に示さなければならない。
(国立大学法人等債券の成立の特則)

第十七条 国立大学法人等債券の募集が完了したときは、当該国立大学法人等債券の総額をもつて国立大学法人等債券の総額とする。
(国立大学法人等債券の払込み)

第十八条 国立大学法人等債券の募集をしたときは、当該国立大学法人等債券の総額とする。ただし、国立大学法人等債券についてその全額の払込みをさせなければならない。
(債券の発行)

第十九条 国立大学法人等債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 債券の発行の年月日
二 債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）
三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
四 元利金の支払に関する事項
(利札が欠けている場合)

第二十条 国立大学法人等債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

第二十一条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により国立大学法人等債券の発行の認可を受けようとするときは、国立大学法人等債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
一 発行を必要とする理由
二 第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
三 国立大学法人等債券の募集の方法
四 発行に要する費用の概算額

第二十二条 第二号に掲げるもののほか、国立大学法人等債券に記載しようとする事項
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 作成しようとする国立大学法人等債券申込証
二 国立大学法人等債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三十六 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二十九条第一項

三十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十五条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）

三十八 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第十六条第一項及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）

三十九 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第四十八条第一項及び附則第四条第九項

四十 景観法（平成十六年法律第二百十号）第十四条第一項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項

四十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一条）第十五条第二項

四十二 教育基本法（平成十八年法律第二百二十一号）第五条第四項及び第十五条第二項

四十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

四十四 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十五条

四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで

四十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条（ただし書、第八条第一項並びに第十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

十五条第二項及び第三条び農林水産大臣が指定する
項並びに第五十四条第もの

第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。

一　国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第五号）、第三条第一項及び第六条の規定を准用する。

二　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）、第十三条第一項並びに第三十一条第一項及び第六项

三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十七条第一項

四　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第一百三号）、第二十八条の三

五　基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）、第七条第一号及び第十一条第一号

六　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）、第四条第七項及び第八項並びに第五条第一項

七　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）、第三条並びに第四条第一項、第二項及び第六項

八　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）、第十五条第二项第一号

九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二条）、第十条、第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項

十　知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二条）、第三十条

十一　構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）、第四十三条

十二　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）、第一条、第二条第一項及び第三項、第三条第一項及び第二項、同条第三項

十三　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）、第二十五条

十四　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）、第六十五条

十五　次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立

行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

十二条並びに第十三条並びに附則第三項及び第四項

二　法附則別表の大学共同利用機関法人自然科学研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、国立天文台、核融合科学研究所及び岡崎国立共同研究機構とする。

</

法、麻薬及び向精神薬取締法、歯科技工士法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、水道法、銃砲刀剣類所持等取締法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、下水道法、電気事業法、理学療法士法、及び作業療法士法、母子保健法、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律、獣医療法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する療養に関する法律、原子力災害対策特別措置法、健康増進法、医療法施行令又は食品衛生法施行令の規定により旧機関について国がしている届出その他の行為であつて、法附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれの法令の規定により当該国立大学法人等がした届出その他の行為とみなす。

川法の規定により河川管理者とした協議に基づく占用若しくは行為又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占用とみなす。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第十六条 国立大学法人等の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき旧機関(国立久里浜養護学校(整備法による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百五十号))第九条に規定する国立久里浜養護学校をいう。次項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)の長(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。)がした行為及び旧機関の長に對してされた行為は、国立大学法人等の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき各国立大学法人等がした行為及び各国立大学法人等に対してされた行為とみなす。

国立大学法人等の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき国立久里浜養護学校の業務に係る行政文書に関して文部科学大臣(同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。)がした行為及び文部科学大臣に対してされた行為は、国立大学法人等の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律(同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき国立大学法人筑波大学がした行為及び国立大学法人筑波大学に対してされた行為とみなす。

(都市計画法の適用に関する経過措置)

に第四十一条第一項第五号並びに都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十一条第一号の規定の適用については、当該開発行為を同法第二十九条第一項第四号に掲げる開発行為とみなす。この場合において、当該開発行為を行う各国立大学法人等は、その成立後速やかに、同法第三十条第一項第一号に掲げる事項を都道府県知事（当該開発行為が同法第二十九条第一項に規定する指定都市等の区域内において行われる場合にあっては、当該指定都市等の長）に通知するものとする。（国庫に納付すべき金額等）

第十八条 法附則第二十三条第一項の政令で定める金額は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し、当該開発行為が同法第二十九条第一項に規定する指定都市等の区域において行われる場合にあっては、当該指定都市等の長）に通知するものとする。

第二条 法附則第二十三条第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

第三条 文部科学大臣は、法附則第二十三条第一項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならない。

第四条 国立大学法人は、前項の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

附 则 （平成一五年一二月三日政令第四八三号） 抄
(施行期日)
五五一号 抄

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 （平成一六年三月二六日政令第六六四号）
抄
(施行期日)
八号 抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 则 （平成一六年四月一四日政令第一六四号）
抄

<p>第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月二十三日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年四月二一日政令第一六八号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年九月二九日政令第二九三号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年一一月一七日政令第三五六六号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年一二月一五日政令第三九六号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（処分、手続等の効力に関する経過措置）</p> <p>第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののはか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてしてた処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則 （平成一六年一二月一五日政令第三九九号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一七年一月一八日政令第二四号）抄</p>

(施行期日)	附 則 (平成一八年一二月八日政令第三 七九号) 抄	附 則 (平成二三年七月二九日政令第二 四三号) 抄
(平成十七年三月七日) 第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日から施行する。	(平成十八年四月一日) 第一条 この政令は、法の施行の日 (平成十八年四月一日) から施行する。	(平成二十三年八月三〇日) 第一条 この政令は、法の施行の日 (平成二十三年八月一日) から施行する。
(平成一七年五月二五日) 附 則 (平成一七年五月二五日政令第一 八二号) この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日 (平成十七年六月一日) から施行する。	(平成一九年一〇月三日) 附 則 (平成一九年一〇月三日政令第三 〇八号) この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。	(平成二三年八月三〇日) 附 則 (平成二三年八月三〇日政令第二 七九号) この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日 (平成二十三年十二月一十七日) から施行する。
(平成一七年七月二九日) 政令第二 六二号) 附 則 (平成一七年七月二九日政令第二 六二号) 抄	(平成一九年一月一九日) 附 則 (平成一九年一月一九日政令第九 三九五号) 抄	(平成二四年三月三一日) 附 則 (平成二四年三月三一日政令第九 三四四号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十七年九月一日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十一年一月四日から施行する。
(平成一七年二月二八日) 政令第三 三八六号) 附 則 (平成一七年二月二八日政令第三 三八六号) 抄	(平成一九年三月九日) 附 則 (平成一九年三月九日政令第四 四号) 抄	(平成二四年二月一四日) 附 則 (平成二四年二月一四日政令第 三六九号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十一年一月四日から施行する。
(平成一八年一月二十五日) 政令第一 〇号) 附 則 (平成一八年一月二十五日政令第一 〇号) 抄	(平成一八年三月二七日) 政令第七 〇号) 附 則 (平成一八年三月二七日政令第七 〇号) 抄	(平成二〇年三月三一日) 政令第一 一七号) 附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一 一七号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律 (以下「平成十七年改正法」という。) の施行の日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
(平成一八年三月三一日) 政令第一 四三号) 附 則 (平成一八年三月三一日政令第一 四三号) 抄	(平成一八年三月三一日) 政令第一 四三号) 附 則 (平成一八年三月三一日政令第一 四三号) 抄	(平成二〇年七月四日) 政令第二 九号) 附 則 (平成二〇年七月四日政令第二 九号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年三月三十一日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
(平成一八年九月二六日) 政令第三 二〇号) 附 則 (平成一八年九月二六日政令第三 二〇号) 抄	(平成一八年九月二二日) 政令第三 一〇号) 附 則 (平成一八年九月二二日政令第三 一〇号) 抄	(平成二〇年七月一八日) 政令第二 三一号) 附 則 (平成二〇年七月一八日政令第二 三一号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日 (平成十八年十月一日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十八年九月三十日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日から施行する。
(平成一八年九月二六日) 政令第三 三七一号) 附 則 (平成一八年九月二六日政令第三 三七一号) 抄	(平成一八年九月二二日) 政令第三 一〇号) 附 則 (平成一八年九月二二日政令第三 一〇号) 抄	(平成二〇年七月一八日) 政令第二 三一号) 附 則 (平成二〇年七月一八日政令第二 三一号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年九月三十日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十一年一月四日から施行する。
(平成一八年一月二九日) 政令第三 附 則 (平成一八年一月二九日政令第三 三七一号) 抄	(平成一八年一月二九日) 政令第三 附 則 (平成一八年一月二九日政令第三 三七一号) 抄	(平成二五年一月一七日) 政令第三 九号) 附 則 (平成二五年一月一七日政令第三 九号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日 (平成十八年十月一日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年九月三十日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(平成一八年一月二九日) 政令第三 附 則 (平成一八年一月二九日政令第三 三七一号) 抄	(平成一八年一月二九日) 政令第三 附 則 (平成一八年一月二九日政令第三 三七一号) 抄	(平成二六年二月一九日) 政令第三 九号) 附 則 (平成二六年二月一九日政令第三 九号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年九月三十日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。
(平成一九年一月一九日) 政令第三 附 則 (平成一九年一月一九日政令第三 三七一号) 抄	(平成一九年一月一九日) 政令第三 附 則 (平成一九年一月一九日政令第三 三七一号) 抄	(平成二七年二月一九日) 政令第三 九号) 附 則 (平成二七年二月一九日政令第三 九号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十三年七月二十五日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日 (平成二十年十一月四日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(平成一九年一月一九日) 政令第三 附 則 (平成一九年一月一九日政令第三 三七一号) 抄	(平成一九年一月一九日) 政令第三 附 則 (平成一九年一月一九日政令第三 三七一号) 抄	(平成二五年一月三〇日) 政令第二 二号) 附 則 (平成二五年一月三〇日政令第二 二号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十三年七月二十五日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日 (平成二十年十一月四日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(平成一九年一月一九日) 政令第三 附 則 (平成一九年一月一九日政令第三 三七一号) 抄	(平成一九年一月一九日) 政令第三 附 則 (平成一九年一月一九日政令第三 三七一号) 抄	(平成二六年二月一九日) 政令第三 九号) 附 則 (平成二六年二月一九日政令第三 九号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日 (平成二十六年三月一日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日 (平成二十六年三月一日) から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日 (平成二十六年三月一日) から施行する。

<p>附 則 (令和元年一二月二十五日政令第二〇九号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年三月一一日政令第四〇号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年六月二十四日政令第一九八号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和二年六月二十四日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和二年九月四日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和二年九月四日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年一二月二三日政令第三六四号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和二年一二月二三日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年一二月二三日政令第三六四号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和二年一二月二三日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年一月二七日政令第一〇七五号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和三年一月二七日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年五月二一日政令第一五六号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和三年五月二一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年五月二一日政令第一五六号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和三年五月二一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年四月一日政令第一〇四号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (令和三年九月二十四日政令第二五九号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二二九六号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年一二月二八日政令第三三五号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年一〇月二八日政令第三三五号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和四年十月二八日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年七月二九日政令第二六二号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年七月二九日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年七月二九日政令第二六二号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和四年七月二九日から施行する。</p> <p>附 則 (令和六年二月二六日政令第四一六二号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (令和六年十月一日政令第一九一號) 抄 (施行期日) 1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年一二月二〇日政令第三六二号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条（国立大学法人法施行令の目次の改正規定及び同令第一章の次に一章を加える改正規定を除く。）及び第三条の規定 令和六年四月一日 附 則 (令和六年二月二六日政令第四一六二号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
